縦覧期間中に提出された意見書に対する事業認定庁の見解

No	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
1	１．事業認定をしないこと 【根拠】 ４月９日に三田市が提示したことによると新病院整備事業の整備費は760億円としています。近年の建設コストの急激な押し上げ、資材価格の変動及び長期金利上昇により、契約時の総事業費は1,000億円を超える可能性が極めて濃厚となっています。 また、三田市は2025年２月に示した今後10年間の財政見通しは27年度から赤字となることが示されました。（11年目以降未発表） 新病院の建設により、三田市の財政破綻（財政再生団体への転落）を招くことを避けなければならないこと。 さらに、兵庫県の財政も困窮し起債許可団体になるような報道がされている中、知事は今後の公共事業は一部カットするとも言われています。	（事業費の見解） 事業認定申請書において、予算措置に係る議決書及び確約書が添付されており、土地収用法第20条第２号要件である「意思と能力」は充足している。 予算執行方法等については、起業者の内部で議論されるべき事項であり、事業認定の要件に直接影響しない。
2	今回、土地収用法で収用される土地は、国の土地改良事業によって農地の区画が整備された地域が多く含まれる。国、兵庫県、神戸市の補助金も投入されている。つまり、税金を投入して農地を整備したところである。これは、税金の無駄使いとなるため計画に反対である。 また、この地域は神戸市人と自然の共生ゾーン指定地域内にあり、農地や里山を保全・活用して地域の活性化を図る地域である。このような土地を土地収用法によって収用し、病院といえども開発することは自然を壊し環境破壊にもつながり反対である。	（農地転用の見解） 神戸市農業委員会より農地転用許可の手続きが必要との回答を得ており、事業認定後、所要の手続きが行われることが見込まれる。 （共生ゾーン条例の見解） 神戸市より環境影響評価手続等を行う必要はないとの判定を受けている。もっとも、事業実施にあたっては神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守することで、適切な自然環境保全措置が見込まれる。 （自然環境保全の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、適切な保全措置を計画的に講じ、地域生態系の保全に努めることが見込まれる。 （候補地選定の見解） 起業地の候補地選定にあたっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件に基づき、候補地３案を比較検討し、適切な起業地を選定している。
3	今回、開発にあたり行われた土地の地下水試掘調査でヒ素が基準値を超えて確認されたポイントがある。ここは、ビオトープにしようと計画されているところである。三田市は「ここは盛り土するところだから、心配には及ばない」と説明会で説明したが、この地点のすぐ西側は切土にする計画である。環境影響評価委員会でもこの点について「ヒ素がでたところから地下水が流れるように見える」と懸念が示された。これに対して三田市は「地下水は表面水のみであるため、地下水として流れている恐れはないと考えている」と答えている。開発によって、地下水がヒ素の出た地点から拡散される恐れは十分ある。 また、これらの汚染水が鹿の子川や長尾川に入り込む可能性も十分にあると考える。 また、別の地点で、ボーリング調査後の土壌溶出量検査でヒ素の溶出量が超過したところがあるが、このすぐ近くは切土とする計画となっておりこの辺りにヒ素がある可能性も高くヒ素が拡散される恐れもある。よって、このような地域を土地収用法で収用すべきではないと考える。	（砒素の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、事後調査等を継続して実施する。これらの取組により事業地周辺地域へ与える環境影響の把握と適切な対応を行うことが見込まれる。 土壌汚染対策法に基づく届出の結果、有害物質による汚染の「おそれなし」と判断され、調査命令は発出されていない。 （水害対策の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、①患者用駐車場の地下に雨水貯留槽（調整池）を整備する、②営農に支障が生じないよう水路等は付け替え工事を行う、③事業実施後も事後調査等を継続して実施し周辺地域へ与える環境影響の把握を行う、ことが見込まれる。 （残土の見解） 残土処分等の具体的な内容は起業者が工事の実施にあたり考慮すべき事項であり、事業認定の要件に直接影響しない。 （候補地選定の見解） 起業地の候補地選定にあたっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件に基づき、候補地３案を比較検討し、適切な起業地を選定している。

No	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
4	環境影響評価委員会で委員から「地下水や周辺の水流はどのように変わるか？」という質問がなされているが、三田市は「今後、豪雨の発生増加などが考えられる中、地形の変更による影響について、地域の方々も非常に心配されています。」と答えている。図面を見ると土地の東から西北にはしる用水路や用水パイプ鹿子大池用水パイプ曲がり池などがあり、これらが開発によって消失する予定になっており、地域の皆さんの心配が現実化する可能性もある。地球温暖化により災害が多発する事態になっている現在、開発により災害発生の可能性は十分に考えられる。よって、今後の災害発生の可能性からこの土地を土地収用法で収用すべきではないと考える。	（水害対策の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、①患者用駐車場の地下に雨水貯留槽（調整池）を整備する、②営農に支障が生じないよう水路等は付け替え工事を行う、③事業実施後も事後調査等を継続して実施し周辺地域へ与える環境影響の把握を行う、ことが見込まれる。 （候補地選定の見解） 起業地の候補地選定にあたっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件に基づき、候補地３案を比較検討し、適切な起業地を選定している。
5	今回の開発では、高低差約20メートルの土地を盛り土・切土で開発する計画である。計画切土量104,400㎥、計画盛土量95,800㎥、計画残土処分は31,700㎥にもなるという。開発中に出る大量の環境汚染物質や残土をどこに持っていくのかなどまだ決まっていないと三田市は答えているが、この計画は環境に多大な影響を及ぼす計画でありこの土地を土地収用法で収用すべきではないと考える。	（残土の見解） 残土処分等の具体的な内容は起業者が工事の実施にあたり考慮すべき事項であり、事業認定の要件に直接影響しない。 （候補地選定の見解） 起業地の候補地選定にあたっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件に基づき、候補地３案を比較検討し、適切な起業地を選定している。
6	収用する土地は神戸市道北神中央線沿いであり、計画では計画地から今回整備する道路を通って３か所北神中央線に出る計画になっている。この出入口からの進入・退出は交通量が非常に多く三田方面から神戸方面にむかって上り勾配となっている北神中央線において更なる渋滞を引き起こすとともに、事故の危険性を高くするものである。 また、三田市の説明では、神戸側から来た救急車は北神中央線の中央分離帯を越えて２車線跨いで入り込むという無謀な計画である。この土地を病院用地に決めたためにこのような危険な計画になっているのである。道路を利用する市民にとって危険極まりない事態となるため、この土地の収用は止めるべきと考える。	（交通渋滞、アクセスの見解） 交通渋滞、事故対策として、起業者が道路管理者等と協議の上、道路改良が行われる予定で、必要な対策を講じている。 道路改良は、事業認定の範囲外において実施されるため、事業認定の要件に直接影響しない。 交通アクセスは既存路線バスを基本に、運行の充実についてバス会社と協議するとともに、必要に応じてシャトルバスの運行も検討されている。 （候補地選定の見解） 起業地の候補地選定にあたっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件に基づき、候補地３案を比較検討し、適切な起業地を選定している。

No	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
7	兵庫県ホームページによると道路、河川などの公共事業のために土地等が必要となった場合、起業者（公共事業の施行者）は、土地所有者等との話し合いにより土地等を取得する。しかし、話し合いにより取得できない場合、起業者は、土地収用法の規定に基づく事業認定を受けた上で、各都道府県の収用委員会に対して土地等を収用するための裁決の申請をすることができるとある。 国土交通省の「土地収用の手続き」によると、土地収用法は、公共事業の用地取得に当たって地権者の同意が得られない場合等に、当該土地を取得するための法的手段を規定。 ・事業認定手続：事業認定庁（国交大臣等）が申請事業の土地を収用するに値する公益性 ・収用裁決手続：収用委員会が土地所有者等に対する補償金の額等を決定する手続。←私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる（憲法第29条３項）説明会の開催（起業者）を有することを認定する手続 2026年６月23日の三田市による土地収用法に基づく説明会で三田市は「ほとんどの方から同意を得ている」と説明し、なぜ土地収用法なのか説明を求めても「農地の転用手続きが簡単になる、税金の控除が受けられる」としか答えなかった。 説明会での質問「どうやって新病院に行ったらいいのか。どこからどうやって行く？車でしか行けない　神姫バス？」に対し、三田市は「意見は前からいただいている。神姫バス　新病院の需要をみて便数　今後協議」と回答し、アクセスできるめどがたっていない。新病院の土地を買っても交通手段の確保ができなければ、公共性を有することにはならないと考える。 新病院の整備費が760億円と説明したが、イラン戦争やホルムズ海峡封鎖などの影響は入っていない金額で今後も高騰する可能性が高い。土地を買ったが病院を建てられないということになる可能性もある。 圃場整備された農地を土地収用法で三田市が買っても、病院が建てられなければ、ヤマダニシキ、コシヒカリ、ヒノヒカリなどの米作りも出来ず農業、農地破壊、医療提供も出来ず、公共性を有することにならない。 また、土地の高い位置にビオトープを計画しているが、水は上から下に流れるので、水を必要とする生物の生息はむずかしいと思われる。この地域の周囲では外来種のオオキンケイギク、ブタナなどの黄色い植物が数多く生息している。とりわけ、病院予定地では今、少なくなっている関西タンポポが多く見受けられる。西洋タンポポは１年中咲くためその勢力を広めているが、関西タンポポは貴重である。貴重な関西タンポポを生かし、増やしていくことが求められていると考える。 現在、多様な動植物が生息しているこの地域の自然体系を壊してしまう土地収用法での収用はやめるべきだと考える。 よって今回の土地収用法による収用に反対である。	（説明責任の見解） 土地収用法第15条の14に基づき、起業者は事業の認定の申請前に事業説明会を開催しており、同法に定める手続きが適切に行われている。 （交通渋滞、アクセスの見解） 交通渋滞、事故対策として、起業者が道路管理者等と協議の上、道路改良が行われる予定で、必要な対策を講じている。 道路改良は、事業認定の範囲外において実施されるため、事業認定の要件に直接影響しない。 交通アクセスは既存路線バスを基本に、運行の充実についてバス会社と協議するとともに、必要に応じてシャトルバスの運行も検討されている。 （事業費の見解） 事業認定申請書において、予算措置に係る議決書及び確約書が添付されており、土地収用法第20条第２号要件である「意思と能力」は充足している。 （自然環境保全の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、適切な保全措置を計画的に講じ、地域生態系の保全に努めることが見込まれる。

No	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
8	残土は一定期間この土地に置かれることになり、大雨や強風などで土砂が流出したり土砂崩れしたりするおそれがある。周辺土地は田畑であり、用水路もあり、土砂崩れなどがあればその被害は非常に大きい。	（残土の見解） 残土処分等の具体的な内容は起業者が工事の実施にあたり考慮すべき事項であり、事業認定の要件に直接影響しない。
9	私たち西宮北部の住民はここに新病院ができた場合、バスがなければ自分の車やタクシーを利用することになり、国道176号線から宅原口交差点を左折して行くのが最も早くて便利な人が多いです。しかし、国道176号線から宅原口で左折すると道路は急に狭くなり、今でも事故のおきる危険な道路です。このような場所に建設される病院の公益性は高くないと思います。	（交通渋滞、アクセスの見解） 交通渋滞、事故対策として、起業者が道路管理者等と協議の上、道路改良が行われる予定で、必要な対策を講じている。 道路改良は、事業認定の範囲外において実施されるため、事業認定の要件に直接影響しない。 交通アクセスは既存路線バスを基本に、運行の充実についてバス会社と協議するとともに、必要に応じてシャトルバスの運行も検討されている。

公聴会（令和8年8月25日開催）における公述意見に対する事業認定庁の見解

公述人	公述内容要約	事業認定庁の見解
公述人1番 公述意見	1　新病院の整備費が、当初の290億円から基本計画で520億円、基本設計で577億円、利息を含めると765億円まで大幅に増加しているが、円安や資材・人件費の高騰が十分反映されておらず、開院までに総事業費が1,000億円規模に膨らむことは明らかである。事業費が短期間で大幅に増加するずさんな計画の信頼性や、市の見通しの甘さの責任を市はどうするのか。 2　市が行っている年3億円の基金積立は、実質的に子育て支援・福祉・道路修繕等の市民サービスを削って捻出されている一般財源である。事業費がさらに増大すれば他の行政サービスの削減額も拡大し、若者も流出していく。 3　長期金利の上昇により、30年債権の利息総額が想定より十数億～100億円規模で増加する。このような増額も市民サービスを削減して補填するのか。極めて楽観的な計画であり無理がある。 4　三田市職員の給与水準（ラスパイレス指数）が県内でも高水準にある一方、市民にのみ我慢を強いるのではなく、給与削減や人件費カットを行うべきではないか。市民サービスだけを削って病院の積み立てを行う姿勢こそが行政に対する市民の不信感の根源である。 5　田村市長が2023年市長選で「神戸市への移転計画撤廃」を公約に掲げ当選しながら、その公約が事実上撤回され、事業費が激増しているにも関わらず就任後に計画を推進していることに納得がいかない。 6　今後予定されるゼネコン施工業者の入札に関して、不調であった場合どうするか。	（事業費の見解） 事業認定申請書において、予算措置に係る議決書及び確約書が添付されており、土地収用法第20条第2号要件である「意思と能力」は充足している。 予算執行方法等については、起業者の内部で議論されるべき事項であり、事業認定の要件に直接影響しない。
公述質問①   <

公聴会（令和8年8月25日開催）における公述意見に対する事業認定庁の見解

公述人	公述内容要約	事業認定庁の見解
公述人2番 公述意見	・　収用対象地には、国、県、市の補助金を投じて整備された土地改良事業（1987年着工～1998年完了）による農地が多く含まれており、整備から30年も経たないうちに農地を無くし、病院を建設することは税金の無駄遣いであるため反対する。 ・　当該地域は市街化調整区域であるとともに、神戸市「人と自然の共生ゾーン」に指定されており、病院といえども開発することは自然を壊し、環境破壊にもつながり反対である。 ・　「長尾町岡地区里づくり計画」の対象地域であり、病院建設に伴う周辺市街化（薬局誘致等）が進めば、地元住民が長年話し合いを通じて策定した里づくり計画も変更を余儀なくされるため土地収用法で土地を取得すべきではない。	（農地転用の見解） 神戸市農業委員会より農地転用許可の手続きが必要との回答を得ており、事業認定後、所要の手続きが行われることが見込まれる。 （共生ゾーン条例の見解） 神戸市より環境影響評価手続等を行う必要はないとの判定を受けている。もっとも、事業実施にあたっては神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守することで、適切な自然環境保全措置が見込まれる。 （里づくり計画の見解） 市条例に基づく土地利用基準において、医療施設は里づくり計画の位置付けを求められないため、里づくり計画の変更は不要である。 （自然環境保全の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、適切な保全措置を計画的に講じ、地域生態系の保全に努めることが見込まれる。
公述質問①	神戸市作成のため池ハザードマップ（鹿の子大池決壊時の浸水想定）を踏まえた浸水対策を、建設時・建設後それぞれについてどう計画しているか。	・起業者への質問であり認定庁の見解なし
公述質問②	起業地は浸水区域外と言うが、隣接する北側・西側は浸水区域である。田畑や森林の保水機能が失われ、造成後はコンクリート被覆が進むことで、かえって浸水リスクが高まるのではないか。近年の豪雨は想定を超える規模で発生しており、開発より先に浸水対策を講じるべきである。環境影響評価審査会でも表面流出と地中浸透のバランス変化による地下水・水流への影響が指摘されたが、三田市の回答は「最適な対応を考えながら進める」という抽象的なものにとどまり、周辺住民、農業者の不安に応えていない。具体的な対策はどうするのか。	・起業者への質問であり認定庁の見解なし
公述質問③	調整池が出来上がる前の対策、当然仮設沈砂池なども作られるのでしょうけれども、その対策について伺いたい。	・起業者への質問であり認定庁の見解なし
公述質問④	開発地周辺は実際に浸水危険性が高い。防災重点農業用ため池である鹿野大池が決壊すれば、鹿の子川があふれ長尾川まで達する。特に工事中は約20メートルの高低差を造成するため、仮設沈砂池を2か所設けても、近年の豪雨・線状降水帯の状況では水があふれ、水の流れが変わって土砂災害が発生する可能性は十分にある。今の説明では対策が不十分と思うが、いかがか。	・起業者への質問であり認定庁の見解なし
公述質問⑤	岡地区里づくり計画の冊子にも、鹿の子大池・新池整備の必要性や、鹿の子大池付近の調整池が豪雨時にあふれる危険箇所であることが記載されており、地元でも危険性が指摘され、環境影響評価審査会でも懸念が示されている。仮設沈砂池2か所のみの対策では不十分であり、水の流れが変わることで工事中に水害、土砂災害が起こる可能性は十分にある。地球温暖化で災害が多発する中、工事中に泥水や土砂が鹿の子川・長尾川へ流出する可能性もあり、現状の対策では不十分であるため、さらなる対策を求める。	・起業者への質問であり認定庁の見解なし
公述質問⑥	開発地内には東から西北に走る用悪水路、用水パイプ、鹿の子池用水パイプ、曲がり池などがあり、これらは開発によって消失する予定となっている。地域住民の懸念が現実化する可能性があり、これらの農業用水路・パイプが失われることで、近隣農業にどのような影響が出るのか説明を求める。	・起業者への質問であり認定庁の見解なし
公述質問⑦	区役所で事業計画を見たとき、開発によって消失する予定になっていたが、間違いか。	・起業者への質問であり認定庁の見解なし
公述質問⑧	消失しないということを再確認させてもらいたい。	・起業者への質問であり認定庁の見解なし

公聴会（令和8年8月25日開催）における公述意見に対する事業認定庁の見解

公述人	公述内容要約	事業認定庁の見解
公述質問⑨	用水パイプの付け替えについては理解した。ただし、土砂災害については住民の懸念が強く、十分な対策を求める。また、北区内では過去に台風・豪雨で農業用ため池が決壊し、地元住民が修繕に苦労した事例が多々ある。防災重点農業用ため池の浸水想定区域を十分に踏まえたうえで、20メートルの高低差を伴う開発途上に何が起こるか分からないことを認識してほしい。過去の説明では「雨が多い時は工事をしない」との趣旨の回答もあったが、近年の災害は想定外の規模で発生しており、それでは対応しきれない。十分な災害対策を想定してほしい。20メートルもの高低差を持つ、これまで土地改良区や地元が苦労して整備してきたほ場をあえて開発するのではなく、両病院それぞれが存続できる方法を改めて検討してほしいと要望し、意見を終える。	・起業者への質問であり認定庁の見解なし
公述人3番 公述意見	・ 開発予定地周辺では在来種（カンタン、キリギリス、関西タンポポ等）が減少し、特定外来種（オオキンケイギク）、西洋タンポポが増加している。土砂の流入、流出により植物や昆虫に大きな影響がでてくる。 ・ 造成工事による土砂の移動・搬入で外来種がさらに拡大することを懸念している。 ・ 計画に含まれるビオトープについても、実効性の乏しい「自然保護のポーズ」に過ぎないのではないかと考えている。	（自然環境保全の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、適切な保全措置を計画的に講じ、地域生態系の保全に努めることが見込まれる。
公述人4番 公述意見	・ 土地収用法をなぜ適用するに至ったのか、その必要性・経緯についての説明が一貫して不十分である。以前の市からの回答は「譲渡所得の税制優遇（5,000万円控除）」「農地転用手続きの迅速化」にとどまり、任意交渉ではなく土地収用法を用いる必要性の説明になっていないため、土地収用法が必要となった経緯を再度市民や地権者に説明するべきと考える。 ・ 土地収用法は、土地所有者の意思に反してでも土地を取得できる制度であるため、その適用には慎重であるべきだと考える。 ・ 事業認定申請の縦覧開始等の周知は問い合わせなければ分からない状態であり、土地収用法の説明会開催も三田市ホームページに掲載されていなかったため、地権者・市民への説明は十分でない。長年守ってきた土地を土地収用法により取得することはやめていただきたい。	（説明責任の見解） 土地収用法第15条の14に基づき、起業者は事業の認定の申請前に事業説明会を開催しており、同法に定める手続きが適切に行われている。
公述人5番 公述意見	・ 市街化調整区域は食料生産のために存在することが大前提であり、本件事業を実施する宅原も同様である。長年守られてきた良好な農地の真ん中に効率を優先する病院を建設することに全く理解ができない。 ・ 農業は水の流れ・地形と密接不可分であり、人為的な改変（造成・水路変更）が地域の水系や農業継続に及ぼす影響を懸念している。 ・ 農機具の通行等、地域の生活実態に即した長期的なビジョンの提示が必要であり、周辺道路に関しても176号線からの動線など病院に接する所以外も影響があるところは対応するべきと考える。	（農地転用の見解） 神戸市農業委員会より農地転用許可の手続きが必要との回答を得ており、事業認定後、所要の手続きが行われることが見込まれる。 （水害対策の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、①患者用駐車場の地下に雨水貯留槽（調整池）を整備する、②営農に支障が生じないよう水路等は付け替え工事を行う、③事業実施後も事後調査等を継続して実施し周辺地域へ与える環境影響の把握を行う、ことが見込まれる。 （交通渋滞、アクセスの見解） 交通渋滞、事故対策として、起業者が道路管理者等と協議の上、道路改良が行われる予定で、必要な対策を講じている。 道路改良は、事業認定の範囲外において実施されるため、事業認定の要件に直接影響しない。 交通アクセスは既存路線バスを基本に、運行の充実についてバス会社と協議するとともに、必要に応じてシャトルバスの運行も検討されている。
公述人6番 公述意見	・ 北神中央線沿いに計画される3か所の出入口が約500m圏内に集中しており、交通量の多い区間・上り勾配で見通しの悪い箇所での事故リスク増加を懸念している。 ・ 特に神戸側からの救急車が中央分離帯を越えて2車線をまたいで進入する計画は「無謀」と考える。 ・ 市道宅原線東側（国道176号に繋がる道路）の拡幅について地元からの要望が出ているが三田市、神戸市とも拡幅を考えておらず無責任である。また、起業地東側の道路が抜け道となることで鹿の子台住民への影響も考えられる。 ・ バスの便数の少なさなど公共交通機関も非常に課題であるが、三田市からの明確な回答がない。このようなアクセスの悪い所を土地収用法で取得すべきではないと考える。	（交通渋滞、アクセスの見解） 交通渋滞、事故対策として、起業者が道路管理者等と協議の上、道路改良が行われる予定で、必要な対策を講じている。 道路改良は、事業認定の範囲外において実施されるため、事業認定の要件に直接影響しない。 交通アクセスは既存路線バスを基本に、運行の充実についてバス会社と協議するとともに、必要に応じてシャトルバスの運行も検討されている。

公聴会（令和8年8月25日開催）における公述意見に対する事業認定庁の見解

公述人	公述内容要約	事業認定庁の見解
公述人7番 公述意見	・　過去の砒素関連事件（森永砒素ミルク事件、和歌山毒物カレー事件）の経験を踏まえ、病院建設予定地の地下水・土壌調査で基準値を超える砒素が検出されたことに強い懸念がある。 ・　地下水はこの病院では利用しないとのことであるが、災害時に地下水利用が必要となる可能性も十分あるため、本起業地で病院を整備することがふさわしいのか疑問である。 ・　切土に伴う汚染土壌の移動リスクがある。病院という健康に関わる施設の建設地として適しているのか疑問である。三田と神戸の中間地点というのが安易な考えではないか。	（砒素の流出の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、事後調査等を継続して実施する。これらの取組により事業地周辺地域へ与える環境影響の把握と適切な対応を行うことが見込まれる。 土壌汚染対策法に基づく届出の結果、有害物質による汚染の「おそれなし」と判断され、調査命令は発出されていない。 （残土の見解） 残土処分等の具体的な内容は起業者が工事の実施にあたり考慮すべき事項であり、事業認定の要件に直接影響しない。 （候補地選定の見解） 起業地の候補地選定にあたっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件に基づき、候補地3案を比較検討し、適切な起業地を選定している。
公述人8番 公述意見	・　造成に伴う残土について搬出先が決まっておらず残土搬出量も、説明会での説明（4万5,000㎥）と神戸市への開発事業審査申出書の記載（3万1,700㎥）に相違がある。 ・　土は、農業を営むための大切な資源で環境面からみると森林が持つ保水・防災機能や、温室効果ガスの削減、生物多様性の保存など様々な役割があり、国においてもグリーンインフラ推進戦略を策定し取組を進めている。 ・　調整池があっても大雨で壊れ、道路や河川、農地等へ流出している事例があり心配である。 ・　有害物質（砒素）を含む土砂の流出・粉塵等の環境への影響も心配である。貴重な自然環境を失ってまで土地収用法を適用して病院を建設する公共性はないと考える。新しい病院より今の病院のベッド数の方が多いので先生達には今の病院で上手に仕事をしてもらえたらいい。	（残土の見解） 残土処分等の具体的な内容は起業者が工事の実施にあたり考慮すべき事項であり、事業認定の要件に直接影響しない。 （農地転用の見解） 神戸市農業委員会より農地転用許可の手続きが必要との回答を得ており、事業認定後、所要の手続きが行われることが見込まれる。 （水害対策の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、①患者用駐車場の地下に雨水貯留槽（調整池）を整備する、②営農に支障が生じないよう水路等は付け替え工事を行う、③事業実施後も事後調査等を継続して実施し周辺地域へ与える環境影響の把握を行う、ことが見込まれる。 （砒素の流出の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、事後調査等を継続して実施する。これらの取組により事業地周辺地域へ与える環境影響の把握と適切な対応を行うことが見込まれる。 土壌汚染対策法に基づく届出の結果、有害物質による汚染の「おそれなし」と判断され、調査命令は発出されていない。 （自然環境保全の見解） 神戸市より環境影響評価手続等を行う必要はないとの判定を受けている。もっとも、事業実施にあたっては神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守することで、適切な自然環境保全措置が見込まれる。 （病床数の見解） 新病院の病床数や医療機能については、将来の人口や地域の医療需要等を踏まえて決定したものであり、三田市・北神地域において将来にわたり必要となる救急医療や急性期医療を安定的に提供していくために必要な規模・機能として計画されている。
公述人9番 公述意見	・　本件事業は当初250億円の予算措置が現在760億円まで膨らんでおり、今後も膨らむことが想定される。全国の同種病院建替え・統合事業（神戸市立西市民病院、伊丹市立病院・近畿中央病院の統合、船橋市立医療センター、広島市新病院再編統合等）で、当初計画から事業費が2～3倍に増加し、入札不調や病床・階数の縮小が相次いでいる実例もある。 ・　2年目から病院経営が黒字になると言われているが疑問である。 ・　資材・人件費高騰等により本事業も同様のリスクを抱えており、事業中断による土地の荒廃を懸念している。土地収用法による土地の取得はやめ、これまでどおり農業が続けられる土地にすることを強く求めたい。 ・　国の新たな地域医療構想では病床削減を推進しており、これにより高齢者の救急受入れが制限される懸念があるため、計画を止めてもらいたい。	（事業費の見解） 事業認定申請書において、予算措置に係る議決書及び確約書が添付されており、土地収用法第20条第2号要件である「意思と能力」は充足している。 予算執行方法等については、起業者の内部で議論されるべき事項であり、事業認定の要件に直接影響しない。 （病床数の見解） 新病院の病床数や医療機能については、将来の人口や地域の医療需要等を踏まえて決定したものであり、三田市・北神地域において将来にわたり必要となる救急医療や急性期医療を安定的に提供していくために必要な規模・機能として計画されている。

公聴会（令和8年8月25日開催）における公述意見に対する事業認定庁の見解

公述人	公述内容要約	事業認定庁の見解
公述人10番 公述意見	・　統合のメリットとして市が挙げた4項目に対し、自然環境の破壊と市民の利用困難という2つのデメリットが考えられる。 ・　自然環境の破壊については多くの危惧が指摘されており、直近の災害事例を鑑みてもコンクリート化された都市部の水害に対する脆弱性が考えられる。 ・　本事業の候補地に選定した理由が「交通アクセス」ということだが、そんなことはない。 ・　現在済生会病院を利用している西宮市北部の住民にとって、新病院への交通アクセス（岡場駅からの所要時間の延長、バス便の不便さ、タクシー代の増加等）が大幅に悪化し急性期医療を守れない。市道宅原線の未拡幅も問題であり農機具の通行は危険性が増加するし、患者・市民が利用しにくい病院に公共性・公益性は認められないため事業認定してほしくない。	（自然環境保全の見解） 神戸市より環境影響評価手続等を行う必要はないとの判定を受けている。もっとも、事業実施にあたっては神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守することで、適切な自然環境保全措置が見込まれる。 （水害対策の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、①患者用駐車場の地下に雨水貯留槽（調整池）を整備する、②営農に支障が生じないよう水路等は付け替え工事を行う、③事業実施後も事後調査等を継続して実施し周辺地域へ与える環境影響の把握を行う、ことが見込まれる。 （候補地選定の見解） 起業地の候補地選定にあたっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件に基づき、候補地3案を比較検討し、適切な起業地を選定している。 （交通アクセスの見解） 交通アクセスは既存路線バスを基本に、運行の充実についてバス会社と協議するとともに、必要に応じてシャトルバスの運行も検討されている。
公述人11番 公述意見	・　今回の砒素は大規模な宅地造成に伴い、地下に眠っていた自然由来の砒素などの重金属が地下水に溶けだしたのではないか。起業地全体に広がっていないか。 ・　市が「自然由来で大丈夫」と説明している根拠は何か。重金属は自然分解されず半永久的に残留する可能性もあるため、病院建設地として不適切であると考える。 ・　高低差20mの造成に伴う残土（約3万1,700㎥）の搬出先が未決定で一時保管や搬出時の流出・土砂崩れリスクも懸念している。環境汚染物質を含む残土による周辺農地への影響も甚大であり、事業認定に反対する。	（砒素の流出の見解） 事業実施にあたっては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守し、事後調査等を継続して実施する。これらの取組により事業地周辺地域へ与える環境影響の把握と適切な対応を行うことが見込まれる。 土壌汚染対策法に基づく届出の結果、有害物質による汚染の「おそれなし」と判断され、調査命令は発出されていない。 （残土の見解） 残土処分等の具体的な内容は起業者が工事の実施にあたり考慮すべき事項であり、事業認定の要件に直接影響しない。